

7 障 第 548 号  
令和7年12月3日

障害児通所支援事業者 ご担当者様

いわき市長 内田 広之  
( 公 印 省 略 )

### 児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算の取扱いの見直しについて（通知）

日ごろより本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算につきまして、このたび、事業者の皆様の実態に即したより適正な算定を可能とするため、その取扱いを次のとおり見直しいたします。

つきましては、本通知の内容をご確認のうえ、新たな取扱いにて算定を行っていただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 変更の内容

変更前（運用による）	加配職員の配置が欠如している日が <u>1日でもある場合、その月全体</u> の加算算定を不可とする。
変更後	加配職員の配置が欠如している <u>その日のみ</u> 、加算算定を不可とする。

#### 2. 適用開始日

令和8年1月1日以降のサービス提供分より適用。

#### 3. 留意点

##### (1) 遷及適用に関する取扱い

適用開始日（令和8年1月1日）より前に、運営指導等により加算の返還が確定した分（返還命令が発せられたもの等）につきましては、変更後の取扱い（日単位での算定）は適用されません。従前の取扱い（月全体での算定不可）に基づき確定した返還額に変更は生じませんので、ご留意ください。

##### (2) 具体的な算定方法について

本件に関する具体的な算定方法の判断等については、別紙「児童指導員等加配加算および専門的支援体制加算の取扱いに関する適用事例」に詳細を掲載しておりますので、必ず別紙をご参照いただき、新たな取扱いへのご対応をお願いいたします。

【事務担当】いわき市障がい福祉課事業係（電話 22-7486）